

○佐賀県警察交通管制の実施に関する訓令

昭和55年3月31日

本部訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、佐賀県警察における交通管制の実施について必要な事項を定め、もって交通の安全と円滑に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 交通管制 交通に関する情報を一元的には握し、交通状況の変化に即応して、信号機の操作、車両の誘導等を行うことにより、交通を有機的に制御することをいう。
- (2) 交通情報 交通障害又は交通渋滞に関する情報をいう。
- (3) 交通障害 自然災害、道路工事、事故その他の理由に基づく道路の通行不能又は通行の禁止若しくは制限が必要な状態をいう。
- (4) 交通渋滞 道路上において車両の交通が滞り、車列が長くなっている状態をいう。
- (5) 交通渋滞度 交通渋滞の基準（別表）により区分する交通渋滞の度合いをいう。
- (6) 交通管制機器 交通管制システムを形成する中央装置、端末装置及び付帯設備をいう。

(管制センターの業務)

第3条 佐賀県警察交通管制センター（交通管制サブセンターを含む。以下「管制センター」という。）においては、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び広報に関すること。
- (2) 交通管制システム中央装置による信号機、情報収集・提供装置、道路標識及び道路標示の集中制御に関すること。
- (3) 交通管制機器並びに信号機の設置、運用及び維持管理に関すること。
- (4) 緊急時における交通管制に関すること。

本条…一部改正〔平成元． 3 本部訓令 1、13.12本部訓令31〕

(信号機の現示管理)

第4条 信号機の現示管理は、管制センター交通管制官（以下「管制官」という。）が行うものとする。

2 警察署長は、前項の現示によりがたい特別の事情があるときは、手動操作、点滅操作等

により信号機を運用することができる。この場合において、警察署長は、管制官に対し、あらかじめその旨を通報しなければならない。

本条…一部改正〔平成13.12本部訓令31〕

(交通情報の収集)

第5条 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、隣接県警察、道路管理者、日本道路交通情報センター等と緊密に連絡し、広域的な交通情報の収集に努めなければならない。

2 警察署長、交通部交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、所属の警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）が行う警ら、交通指導・取締り、交通事故処理、道路使用許可事務等の日常の執行務を通じ、交通情報の収集に努めなければならない。

本条…一部改正〔平成3.3本部訓令2〕

(交通情報の報告)

第6条 警察署長等は、前条第2項により収集した交通情報が次の各号のいずれかに該当するときは、管制官を経由して交通部長に報告しなければならない。

- (1) 交通障害が発生し、又は発生するおそれがある、その障害がおおむね30分以上に及ぶと認められるとき。
- (2) 交通渋滞度2以上の交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、緊急に措置する必要がある交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

2 警察署長等は、次の各号に定めるところにより前項の交通情報の報告を行わなければならない。

- (1) 前項各号に該当することがあらかじめ予想されるときは、交通情報報告書（別記様式）によること。
- (2) 前号による報告をするいとまがなく、かつ、交通管制、広報等を緊急に行う必要があるときは、有線又は無線電話によること。

本条…一部改正〔平成13.12本部訓令31〕

(交通管制の指示等)

第7条 管制官は、緊急に措置する必要があると認められる交通情報があるときは、現場の警察官等に対し、手信号又は信号機の手動操作、車両のう回誘導、通行の禁止・制限等に

ついで必要な指示をすることができる。

- 2 管制官は、前項により現場の警察官等に対し必要な指示をしたときは、事後速やかにその内容を警察署長等に通報しなければならない。

本条…一部改正〔平成13.12本部訓令31〕

(交通障害等の解消措置)

第8条 警察署長等は、道路において交通障害又は交通渋滞が発生し、交通に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに現場その他の交通要点に警察官等を配置し、車両のう回誘導、通行の禁止・制限、現場広報等必要な措置を講じなければならない。

- 2 管制官は、前項の場合において、車両の運転者その他の道路利用者に対し、現場の交通管制について必要な広報をしなければならない。

- 3 交通規制課長及び警察署長等は、第1項の場合において、道路管理者による通行の禁止・制限の措置が必要であると認めるときは、その状況を当該道路管理者に要請するものとする。

本条…一部改正〔平成3.3本部訓令2、13.12本部訓令31〕

(広域交通管制)

第9条 交通部長は、交通障害又は交通渋滞が2以上の警察署の管轄区域に及ぶおそれがあり、かつ、交通管制を広域的に行う必要があると認めるときは、警察署を指定して当該警察署長に警察官等の配置、車両のう回誘導、交通の禁止・制限等について必要な管制を行わせるものとする。

- 2 交通部長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、交通規制課長及び警察署長等に対し、要員の応援派遣、装備資器材の差出し等を指示するものとする。

本条…一部改正〔平成3.3本部訓令2〕

(広報)

第10条 交通規制課長は、日本道路交通情報センター、報道機関その他の機関に対し、収集した交通情報を積極的に提供することにより広く県民に広報し、交通管制の実施について理解と協力が得られるよう努めなければならない。

本条…一部改正〔平成3.3本部訓令2〕

(教養訓練)

第11条 交通規制課長及び警察署長等は、所属の職員に対し、交通情報の収集、報告要領等について随時訓練を行い、その習熟を図るよう努めなければならない。

本条…一部改正〔平成3.3本部訓令2〕

附 則

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月29日本部訓令第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月4日本部訓令第31号）

この訓令は、平成13年12月4日から施行する。

別表

交通渋滞の基準

交通渋滞度	車列の長さ
1	おおむね300メートル以上おおむね500メートル未満
2	おおむね500メートル以上おおむね1,000メートル未満
3	おおむね1,000メートル以上

（注）

- 1 「車列の長さ」とは、交通渋滞している車両の最先端から最後端までの長さをいう。
- 2 交差点に信号機がある場合は、対面する信号の表示が「青」の表示の始まりの時点（「赤」の表示の終りの時点）から測定する。
- 3 片側2車線以上の道路では、車列の長い方の車線を測定する。
- 4 交通渋滞が2以上の交差点に及んでいるときは、渋滞がはじまっている交差点から車列の長さを測定する。

別記様式(第6条関係)

交 通 情 報 報 告 書

部 長		参 事 官		課 長		管 制 官		次 席		課 長 補 佐		係 長		係	
報 告 年 月 日	年 月 日							署 発 信 者 名		警 察 署					
	時 分							本部受信者名							
障害等の発生日時		年 月 日 時 分から 時 分まで													
障害等の発生場所		路線名													
				市 町 郡 村 先から											
				市 町 郡 村 先まで											
渋 滞 度		上 り	1 2 3 (m)												
		下 り	1 2 3 (m)												
障 害 等 の 原 因		災害・積雪・凍結・工事・道路使用・その他()													
交通規制の種別		全面通行止・片側通行止・その他()													
う 回 路															
解除(解消)の日時		年 月 日 時 分													
参 考 事 項															
管 制 係 の 措 置															
		署長等への連絡		月 日 時 分		発信取扱者				受信取扱者					

(注) 交通障害等が長時間にわたるときは、参考事項欄にその期間を明らかにしておくこと。

別記様式（第6条関係）